

近時、所有者不明の土地等が事業や管理の障害になっていることなどが新聞や雑誌で取り上げられる機会が増えている。何か検証できるデータはないのか、最高裁判所の「司法統計年報」等で見てみよう。

民法は所有者が不存在の土地については、239条2項に規定を置いており、「所有者のない不動産は、国庫に帰属する」と規定している。「所有者のない」とは、管理しないで放置されているということとは無関係であり、典型的には、相続人全員が相続を放棄したため相続人が一切いないため、所有者が不在になったという事例が該当する。

最高裁判所の司法統計年報により、最近10年間の「相続の放棄の申述の受理」件数の推移を見ると、平成16年の14.1万件から平成26年の18.2万件へと増加しており(図表1)、年平均でならしてみると、年2%強の増加率になる。相続放棄は相続人が個別に行えるので、相続放棄申述件数と所有者不存在の土地等とは必ずしも対応しないが、平成26年度一般会計歳入決算明細書に計上されている「裁判所主管歳入決算明細書雑収」で国庫帰属になった収入金額を見ると、その太宗を占める相続人のない相続財産の決算収入金額は約434億円(予算では323億円)であり、過去10年を遡ってみると、増加傾向にあることがわかる(図表1)。上記雑収の予算に対する決算の増減理由の欄には、ここ5年間、平成26年度まで毎年のように「相続財産で相続人不存在のため国庫帰属となった収入金が予定より多かったこと等のため」との記述があり、国庫帰属する土地等が裁判所の想定を超えて増加していることをうかがわせる。ただ、これはあくまで、相続財産管理人を通じて換価されたものだけのデータであり、現物のまま国庫帰属した不動産は、このデータには含まれていないことに留意が必要である。

一方、最高裁判所の司法統計年報によると、民法951条から959条に規定されている相続財産管理人制度に基づいて選任される相続財産管理人数(相続人不明分)は平成26年では18,447人であり、このうち1割弱の案件で、特別縁故者への財産分与が行われていることがわかる。相続財産管理人数(相続人不明分)を、相続人不明の相続件数に近いと仮定すると、相続人不明案件1件当たりの国庫納付額はこの10年の間、増減をくり返しながらも、平成15年の150万円に対し、平成26年には約6割増加して230万円に上っており、また、被相続人数で表される相続案件に占める相続人不存在の相続発生確率も1%台と低水準ではあるが、このところ増加する傾向にある(図表1)。

なお、民法では財産を有している者が所在不明になった場合に、その財産を管理するための制度として民法25条から29条に不在者財産管理制度を設けているが、同法25条1項「従来の住所又は居所を去った者(以下「不在者」という。)がその財産の管理人(以下この説において「管理人」という。)を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする」との規定により、家庭裁判所が、不在者の財産に関する処分を行った件数は図表2のとおりであり、平成17年の9,630件がピークとして、その後は概して微減の動きを示していたが、下げ止まりの様相である。

東日本大震災を契機とした復旧・復興事業の推進や高齢化等による耕作放棄地の増加のために、不在者財産の管理の必要性は高まっていると考えられるが、民法28条に定めにより、不在者管理人が保存行

為等を超える権限を行使することが現実には中々難しいことが示されている。

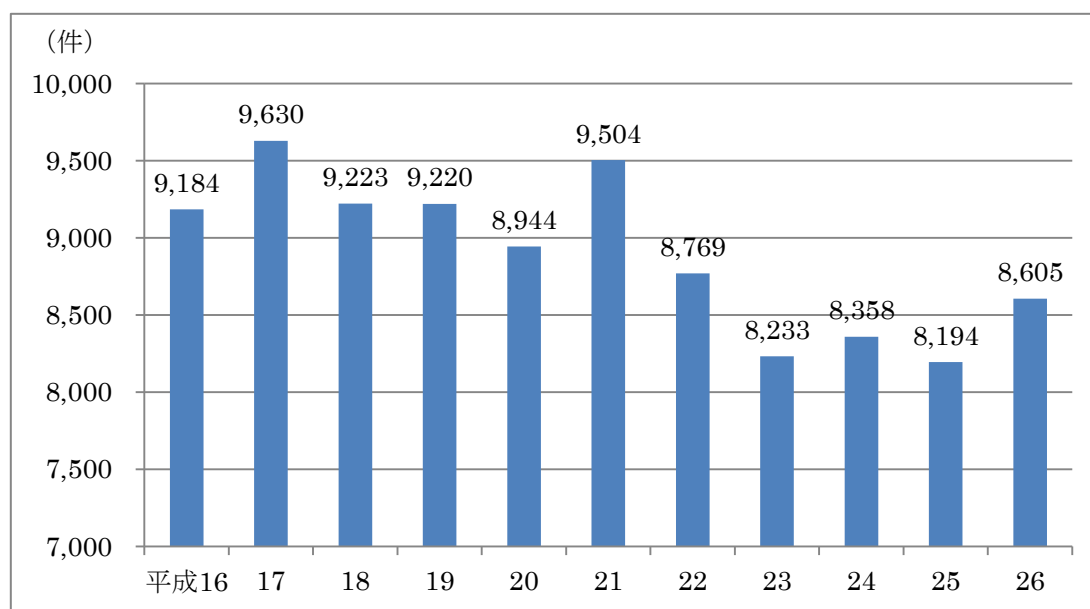
(図表1) 相続財産を巡る放棄、国庫帰属等の状況

	①相続放棄申述受理件数	②相続財産管理人選任数(相続人不明分) ()内は特別縁故者への財産分与件数	③国庫帰属相続財産額(億円)	④被相続人数(万人)	⑤=③/② (相続人不明相続1件当たりの国庫納付額)(万円)	⑥=②/④×100 (相続人不存在の相続発生件数確率)(%)
平成16年	141,477	10,330(798)	155	103	150	1.0
平成17年	149,375	10,736(822)	168	108	156	1.0
平成18年	149,510	11,689(868)	224	108	192	1.1
平成19年	150,049	11,620(932)	230	111	198	1.0
平成20年	148,526	12,382(913)	222	114	179	1.1
平成21年	156,419	12,883(952)	181	114	140	1.1
平成22年	160,293	14,069(935)	262	120	186	1.2
平成23年	166,463	15,676(1,010)	332	125	211	1.3
平成24年	169,300	16,751(1,128)	375	126	223	1.3
平成25年	172,936	17,869(1,097)	337	127	188	1.4
平成26年	182,089	18,447(1,136)	434	127	236	1.5

(注) (1) 公開資料の入手に制約があり、ここでは平成25年度までのデータを掲載した。

(2) ①②は最高裁判所「司法統計年報」、③は財務省「歳入決算明細書」(裁判所主管分)、④は国税庁発表資料による。

(図表2) 不在者財産管理処分件数の推移(平成16年~26年)



(注) 最高裁判所「司法統計年報」による。

(荒井 俊行)